

海外の宗教事情に関する調査報告書

(文化庁 令和5年度～令和6年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務)

令和7年3月

文化庁宗務課

はしがき

本書は、文化庁が令和 5 年度から令和 6 年度までの 2 年間にわたり実施した「宗教法人等の運営に係る調査（海外の宗教事情に関する調査）」の報告書である。

本調査では、フィリピンを調査対象国として、宗教団体に関する法制度・税制度及び宗教の社会との関わり等について調査を行った。この報告書は、宗務行政の参考に資するとともに、広く宗教界及び宗教研究者、関係各方面への一つの参考資料とするため、本調査の結果をまとめたものである。

本調査に実施に際しては、「宗教法人等の運営に係る調査（海外の宗教事情に関する調査）企画会議」において、調査方針・計画の策定、実施状況の確認を行うとともに、調査の実施を委嘱した。御協力を頂いた先生方は、下記のとおりである。（敬称略、令和 7 年 3 月現在）

協力者

寺田 勇文（上智大学名誉教授）
辰巳 順子（清泉女子大学准教授）

この事業の企画や実際の調査に当たらされた協力者各位、調査に御協力をいただいた各団体の関係者、本事業の実施当初から調査実施の支援及び報告書の編集を担当した株式会社シーアイの各位には、厚く御礼を申し上げる次第である。

令和 7 年 3 月

文化庁宗務課長 山田 泰造

目次

調査の目的と概要	1
フィリピンの宗教事情	
はじめに	3
1. フィリピンの概要	4
歴史的背景	
先スペイン期	
マゼラン遠征隊	
スペインによる植民地化	
ゴンブルサ事件	
ホセ・リサール	
スルー王国	
フィリピン革命	
米国植民地期	
政教分離の原則	
コモンウェルス期・日本占領期	
フィリピン共和国独立	
2. フィリピンの宗教制度	11
現代フィリピンにおける政教分離	
宗教団体に関する法人制度	
宗教団体に与えられる法的地位	
単独法人	
宗教結社	
証券取引委員会の権限	
宗教団体に関する課税制度	
3. 宗教統計	18
1990年現在の宗教統計	
2020年現在の宗教統計	
宗教統計の調査方式	
4. キリスト教	22
ローマ・カトリック教会	
イグレシア・ニ・クリスト	
イグレシアの神学	

海外教会設立	
現在のイグレシア	
アグリパイ派・フィリピン独立教会	
プロテstant諸教派	
福音派の教会	
フィリピン福音派教会協議会	
福音派の礼拝	
5. イスラーム	33
ムスリム人口	
国民国家の成立とムスリム社会	
ムスリムの自治をめぐって	
2017 年のマラウィ占拠	
6. その他の宗教	40
7. 日本におけるフィリピン系宗教の展開	41
在留フィリピン人	
全国各地で暮らす	
カトリック教会との関係	
外国人司牧	
カトリック東京大司教区の場合	
フィリピン特有の祝日	
東日本大震災後の展開	
フィリピン人司教	
イグレシア・ニ・クリスト	
プロテstant	
イエス・キリストの王国	
イスラーム	
おわりに	49
注	50

調査の目的と概要

調査の目的

本調査は、諸外国における宗教団体に関する法制度・税制度や宗教と社会との関わりなどの宗教事情について調査し、日本と諸外国との実情比較を行うことによって、我が国における宗教を取りまく社会的状況を客観的に把握するとともに、より適切な宗教法人制度の運用に関する指針等を得ることを目的としたものである。

調査の概要

文化庁では、これまで「海外の宗教事情に関する調査」を実施してきた。今回の協力者の先生方は、かつて第2次調査によりフィリピンへ派遣され、平成14年8月及び平成15年11月に現地調査を行った。その報告は、文化庁編『海外の宗教事情に関する調査報告書』（文化庁、平成17年3月）の213～244頁に掲載されている。

今回は第6次調査に当たり、調査対象国はフィリピンの1か国のみである。調査に際しては、前掲の企画会議において、調査実施の方針が策定された。協力者は、対象国における宗教団体の運営に関する調査として、関連資料等の収集や現地調査（今次は、①令和6年2月11日～19日、②令和7年1月24日～2月1日の2回実施）等を行ったものである。調査結果の検討のため、隨時に会議の開催を経て、調査報告書の作成に至った。委託業者には、渡航旅費や文献資料購入の事務手続、報告書の編集で協力を得た。

本調査での調査事項は、次のとおりである。

① 宗教団体に関する法制度

ア、政教関係

- ・政教関係の歴史的・社会的背景
- ・現行憲法のもとでの政教関係の具体的な内容とその運用 等

イ、宗教団体に関する法人制度 等

- ・宗教団体に与えられる法的地位
- ・宗教団体に適用される法制度の内容
- ・所轄庁又は担当部局（人員、権限）
- ・法の運用の実際 等

ウ、宗教団体に関する課税制度

- ・宗教団体が税制の優遇を適用されるケースとその歴史的・社会的背景
- ・宗教団体に適用される制度の具体的な内容とその運用 等

② 宗教と社会との関わり

ア、宗教団体の行う社会的活動

- ・宗教団体の行う情報提供、広報活動の実態
- ・異なる宗教間の協力連絡機関
- ・宗教団体の行う本来の活動以外の社会的活動 等

イ、社会の側からの宗教への評価

- ・社会と摩擦を起こすことの多い宗教団体の問題がどう認識されているか
- ・社会と摩擦を起こすことの多い宗教的団体への対応（事例）
- ・外来の宗教への対応（係争の実例等） 等

ウ、宗教団体の実態についての資料収集等

- ・宗教団体の団体数、施設数、信者数、教師数等に関する公的統計資料の有無及び状況
- ・宗教団体が公開している活動状況等資料の有無及び状況 等

③ 宗教団体の在外活動について

ア、調査対象国から我が国に進出した宗教団体

- ・主な宗教団体の概要
- ・現地（我が国）での主な活動

イ、調査対象国から我が国に未進出だが国外で活動する宗教団体

- ・主な宗教団体の概要
- ・現地（当該地）での主な活動

④ その他目的を達成するために必要な事項

おわりに

今回の調査では、フィリピンの宗教事情について、第2次調査から今回の第6次調査までの過去20年間における変化と新しい展開について検討することを試みたものである。

本書が、所轄庁の宗教法人事務担当者のみならず、海外における宗教事情や法制度と税制度に关心がある皆様にも、活用されることを願っている。

フィリピンの宗教事情

寺田 勇文・辰巳 賴子

はじめに

フィリピン共和国（Republic of the Philippines）は東南アジアの島嶼国で、台湾の南に位置している。国民の大多数がキリスト教徒であるという点で、他の東南アジアの国々とは異なる特徴を持つ。東南アジアの主な宗教は島嶼部ではイスラーム、大陸部では仏教だが、フィリピンではイスラーム（ムスリム）は全人口の6.4%程度で、仏教徒はほぼ皆無である。

本稿では、フィリピンにおける宗教法制、各宗教および宗教団体の概要、さらに日本国内におけるフィリピン系宗教団体の活動を検討する。

筆者の寺田と辰巳の2名は、文化庁の「海外の宗教事情に関する調査」計画に基づいて、2002年8月、2003年11月にフィリピンで現地調査を行った¹。それから20年を経て2024年2月と2025年1月にも同種の調査を行った。各年度の現地調査では、主な宗教団体であるカトリック教会、プロテスタント教会等の本部、教会、教会博物館、さらに政府機関、特に宗教団体登録を管轄する部局、統計庁、国立博物館等を訪問し資料を収集した他、フィリピン側の宗教関係者、研究者に面会してヒアリングを行った。筆者の寺田は1970年代からフィリピンのキリスト教を、辰巳は1990年代からフィリピンのイスラーム、宗教法制の研究を進めてきた。本稿はこれまでの研究と上記のような現地調査により得られたデータをもとにしている。

1. フィリピンの概要

歴史的背景

フィリピン共和国の総人口は1億0903万5343人（2020年現在）である。国土面積は約30万平方キロメートル。国土は島ごとに三つの地方（ルソン地方、ビサヤ地方、ミンダナオ地方）に大別される。首都是マニラ。マニラ首都圏の人口は1348万4462人（2020年）。大小約80の言語が話されているが、国語はフィリピノ語（Filipino）、公用語はフィリピノ語と英語と定められている。

先スペイン期

フィリピンで中央集権的な国家体制が成立したのは比較的新しく、スペインによる植民地支配が始まった16世紀後半以前のフィリピン諸島については、よく分かっていない。先スペイン期のフィリピンについては中国語史料に記述があるが、考古学調査や16世紀後半以後のスペイン側史料によると、ミンダナオ島、スルー諸島のムスリム（イスラム教徒）地域以外には、島々を横断する中央集権的な国家体制、支配機構は存在しなかったと考えられている。親族を中心とするバランガイと呼ばれる村落共同体があり、地域によっては複数のバランガイが結集したバランガイ連合が存在していたことが知られているが、それ以上のより大規模な共同体は確認されていない。

マゼラン遠征隊

スペイン国王により派遣されたマゼラン遠征隊は太平洋を西に航海し、グアム島を経て、1521年3月21日にフィリピンのサマル島に到達した。3月31日にはリマサワ島で最初のミサが行われた。その後、

マゼラン一行はセブの首長と対立し、マゼランは4月27日、セブ島隣のマクタン島で戦死した。



サント・ニーニョの祝日。1521年にマゼラン遠征隊がセブの首長夫人に贈ったサント・ニーニョ（幼きイエス）の像が、1565年にスペインのレガスピ遠征隊により発見された。サント・ニーニョ像はセブの教会に安置され、フィリピンにおけるカトリック宣教のシンボルとなった。毎年1月の第3日曜日にはセブで、シヌロッグと呼ばれるサント・ニーニョの祭りが行われる。マニラでも同時期にサント・ニーニョ像の大行列がある。

スペインによる植民地化

1565年にスペインのレガスピ遠征隊がセブに上陸、1571年にはルソン島マニラを拠点として本格的な植民地化に着手した。スペインは新しい植民地をフィリピン諸島と命名したが、これはスペインのフェリペ王子（後の国王）の名前に由来している。

スペインは徐々にルソン島からフィリピン中央部の島々、さらには南部のミンダナオ島にまで勢力を伸ばしはじめた。植民地化はアウグスチノ会、フランシスコ会、イエズス会、ドミニコ会などのカトリック修道会による宣教、住民社会の再編を軸として進められた。

スペインによる植民統治は300年以上続いた。16世紀末から17世紀初めにはスペイン人宣教師が持ちこんだカトリシズムに対して住民側の抵抗が見られたが、先スペイン期以来の土着の精霊崇拜の枠組みに外来のカトリシズムが徐々に取り込まれていった。その結果、19

世紀末までにスペインが地理的に囲い込んだ地域では、山地部を生活圏とする民族を除き、住民の間に広くカトリシズムが浸透した。平地部の大多数の住民がカトリック信者としてのアイデンティティを共有するようになった。スペインによる領域支配とカトリック信仰によって、人々はフィリピン人としての帰属意識を持つようになったともいえる。

ゴンブルサ事件

カトリック教会には修道会に所属する修道司祭、教区に所属する教区司祭（19世紀フィリピンでは在俗司祭と呼ばれていた）が存在する。どちらも神父であることにかわりはないが、スペイン植民地期には原住民出身者が修道会に入会することは許されていなかった。原住民出身の在俗司祭は存在したが、その多くが遠方の小教区司祭に任命されるなど差別されていた。

1860年代には、マニラでホセ・ブルゴス神父をはじめとする原住民出身（メスティーソ）の神父らがカトリック教会内における人種差別に抗議して声をあげた。しかし、1872年にスペイン総督府はそうした運動の指導者だった3人の神父を絞首刑に処した。この事件は、処刑された3人の神父（マリアノ・ゴメス、ホセ・ブルゴス、ハシント・サモラ）の頭文字をとってゴンブルサ事件（GOMBURZA）と呼ばれるようになった。ブルゴス神父たちの権利擁護運動は19世紀後半のフィリピン民族主義思想の源流の一つとなった。なお、フィリピン人（Filipino）という語は、19世紀末まではフィリピン生まれのスペイン人を指し、原住民はインディオと呼ばれていた。

ホセ・リサール

今日のフィリピンで国民英雄（ナショナル・ヒーロー）として崇敬されるホセ・リサール（1861-1896）は、植民地体制改革と民族主義思想の形成に力をつくした。リサールはマニラのアテネオ学院を卒業後、サント・トマス大学で医学を学び、1882年にマドリッド大学医学部と文学部に入学した。1887年にはベルリンで、フィリピンにおける過酷な植民地支配を描いた政治社会小説『ノリ・メ・タンヘレ（我が祖国に捧げる）』をスペイン語で出版。同年、リサールはフィリピンに戻ったが、翌1888年2月にマニラから横浜に到着し、2か月ほど東京に滞在した後、米国経由でヨーロッパに向かった。

スペインでは、リサールはフィリピン人らとともに植民地体制改革をめざすプロパガンダ運動に参加した。1891年にベルギーで2作目の小説『反逆・暴力・革命（エル・フィリブステリスモ）』を出版。1892年にフィリピンに帰国し、秘密裏にリガ・フィリピナ（フィリピン同盟）を創設したが、植民地政府に逮捕され、ミンダナオ島へ流刑された。1896年には反逆罪容疑で軍法会議にかけられ、12月30日にマニラで銃殺刑に処せられた。リサールの2冊の小説は日本語に翻訳されており、日比谷公園にはリサールの胸像と石碑が建立されている。

スルー王国

スペイン到来以前の14世紀後半には、現在のインドネシア方面からフィリピン南西部のスルー諸島、ミンダナオ島の一部にイスラームが伝えられていた。この地域のムスリムはスルー王国の庇護下に入り、スペイン支配に屈することはなかった。しかし、フィリピンに来島する以前、イベリア半島からムスリムを追放し、リコンキスタ（国土回復）を果たしていたスペインは、フィリピン南部のムスリム

と敵対することになり、両者の対立は20世紀まで続いた。

フィリピン革命

スペイン支配は300年間続いたが、1896年8月に始まるスペインからの独立をめざすフィリピン革命により危うくなった。革命結社カティプーナンが開始した革命運動は、エミリオ・アギナルドを大統領とするフィリピン革命政府に引き継がれた。しかし、1898年には米西戦争により、フィリピン革命に米国が介入した。それに続くパリ条約に基づき、米国がフィリピン諸島に対する主権を確立した。スペインからの独立を求めたフィリピン革命は、米国の介入により反米独立戦争に転化したが、1901年に米国はフィリピンに民政府を樹立し、新たな植民地支配に着手した。

米国植民地期

スペイン植民地期にはカトリシズムが唯一の公認宗教だったが、米国植民地期になるとプロテスタント宣教が始まった。その結果、フィリピンには今日見られるように、キリスト教のあらゆる教派、教会が進出するようになった。

最初に来島した米国のプロテスタントは、長老派、メソジスト、聖公会の米軍付牧師、米軍YMCA主事だった。それ以後、さまざまな教会が正規の宣教師を派遣して活動を開始した。メソジスト教会、バプテスト教会（1900年）、ユナイテッド・ブレザレン、聖公会、ディサイブルズ（1901年）、会衆派教会（1902年）、クリスチャン・ミッションナリー・アライアンス（1905年）、セブンスデー・アドベンチスト（1908年）などである。これらの教派の多くがフィリピンにおける福音主義教会の基礎を固めることになった。

また、1896年に始まるフィリピン革命の過程では、革命政府の樹立とともにフィリピン人神父を主体とする民族的なカトリック教会を形成しようとする運動が起こった。指導者はグレゴリオ・アグリパイというフィリピン人神父だった。しかし、ローマ教皇庁はフィリピン人神父らの訴えを聞き入れなかつたため、1902年にはバチカンから分離したフィリピン独立教会が創立された。

さらに米国から流入したプロテスタント教会のなかからは、宣教母体から独立したフィリピン人中心の教会も誕生した。後述するイグレシア・ニ・クリストなど、フィリピン人が独自に創立した教会も生まれている。

政教分離の原則

政教分離を原則とする米国は、植民地のフィリピンに対しても同様の政策を導入した。スペイン期にはカトリック教会はスペイン総督府の庇護のもと唯一の公認宗教だったが、米国統治が始まるとカトリック教会を特別に処遇することはできなくなった。カトリック教会を含めて、すべての宗教団体は植民地政府への登録を義務づけられた。

米国植民地政府との関係を含めて、カトリック教会は新たな時代への対応を迫られた。スペイン期には高等教育機関のほぼすべてはカトリック修道会が設立したものだったが、1908年にはフィリピン大学が設立されるなど、教育の面でもカトリック教会の優位性が揺らぎ始めた。

コモンウェルス期・日本占領期

1935年、フィリピンでは10年後に米国からの平和的な独立を前提

とするフィリピン・コモンウェルス（独立準備政府）が成立した。フィリピン人のマヌエル・ケソンが大統領に選出された。

フィリピンは1946年に独立する予定だったが、1941年12月、太平洋戦争の開始とともに日本軍はフィリピンを占領、1942年1月から軍政を敷いた。キリスト教徒が大多数のフィリピンで対米戦争を遂行するためには、キリスト教会の支持が必須であると考え、陸軍参謀本部はフィリピン派遣軍にカトリック司祭、神学生、信者、プロテスタント牧師、神学生からなる宗教宣撫班を編成し、フィリピンの教会に対する宣撫工作を行わせた²。

1943年10月、日本はホセ・P・ラウレルを大統領とするフィリピン共和国独立を承認したが、すでに日本軍の敗北は明らかになりつつあった。同共和国は米国などから日本軍の傀儡政府であると非難されたが、ラウレル大統領は日本軍による対米開戦布告、フィリピン人を兵員として動員せよなどの要求を巧みにかわした。1945年2月には米軍がマニラを再占領し、1か月に及ぶマニラ市街戦を経て、日本軍による実質的な占領は終わりをつけた。

フィリピン共和国独立

米国領フィリピンは1946年7月4日にフィリピン共和国として独立した。独立後のフィリピン政府は、米国統治期以来の政教分離政策を引き継ぎ、現在に至っている。プロテスタントは、すでにみたようにメソジスト、バプテストなどの主流派（メインストリーム）を構成する福音主義教会が中心だった。しかし、1950年代以後は、米国の各種の福音派教会（evangelical churches）がフィリピンで宣教を開始し、徐々にかつての主流派の教派、教会にとってかわるようになった。

2. フィリピンの宗教制度

フィリピンの政治と宗教の関係について多くの人々が想起するのは、市民の蜂起による政権交代（ピープル・パワー）とカトリック教会の関わりであろう。枢機卿が表立って政権批判をし、抵抗を呼びかける様子を見ると、フィリピンにおけるカトリック教会は、政治世界と距離を置くことをその活動の念頭に置いてさえいないように思える。実際、政府の官職に聖職者が就任することがある。

ただし憲法の上では、政教分離の原則は明確である。その歴史的根拠は、アメリカとスペインの間で結ばれた1898年のパリ条約にさかのほる。300年余りのスペインによる植民統治によって、フィリピンの多くの地域はキリスト教化され、行政の中心は教会とその周辺であった。この条約はスペインの元植民地における宗教の自由を保障し、フィリピンの信教の自由もこれによって保障され、1935年憲法には、3条1項（7）において「国教樹立の禁止、信仰の自由、宗教テストの禁止」が規定された。しかし政教分離の原則は明記されていなかった。

その後、1973年憲法において、「すべての国民は性別、人種、信条（creed）のゆえに解雇されることなく、平等な雇用機会が保障される」（2条9項）、「国教樹立、公定宗教の法律の制定の否定」、「信仰と礼拝の自由の保障」、「宗教テストの禁止」、「いかなる宗教も差別せず、また、特權を与えない」（4条8項）に加えて、「政教分離の原則の不可侵」（15条15項）が明記された。さらに1973年憲法は、宗教に関連する団体や個人に対して公金又は公共の建物を支出、使用することを禁止し、その適用除外対象を「国軍、すべての刑務所、政府の運営する孤児院、ハンセン病療養院」と改正した（8条18項2号）。

1987年憲法では、2条6項において政教分離の原則「教会と国家の分離は不可侵」、3条5項で「国教樹立の禁止、信仰の自由、宗教テストの禁止」、6条29項（2）に公金支出の禁止とその例外が規定されている。

また、1973年憲法は、15条8項（8）に、父母又は後見人の選択がある場合、公立小学校・ハイスクールで宗教を教授することと定めた。1987年憲法においても、同様に父母らの選択がある場合は、当該宗教の専門家によって認められた教師によって、公立小学校・ハイスクールの通常の授業の枠内での宗教の教授が認められている（14条3項（3））。

現代フィリピンにおける政教分離

フィリピンでカトリックは国教ではない。にもかかわらず、現実の政治過程には、カトリックを主とした宗教的因素が見られる。公職の就任宣誓の文言はキリスト教形式（もしくは非キリスト教の宗教的形式）である。

特定の政策や法案については、より直接的に、カトリック教会側からの異議申し立てがおこる。フィリピンはバチカン市国を除くと唯一、離婚が法的に認められていない国であり、離婚を家族法で規定しようとする動きがおこっても、教会の強固な反対で認められてこなかった。2025年、特定の条件下での離婚を認める法案が下院で可決された。上院で可決されるかどうかは未知数であるが、注目を集める動きである。

家族計画など生殖に対する権利（リプロダクティブ・ヘルス・ライツ）も同様である。例えばアキノ政権（1986-1992年）においては、家族計画の是非は「個人の良心」に帰すものとして、政府代表と司教

代表の間に妥協が成立していた。ラモス政権（1992-1998年）では、政府はカトリック教会のシン枢機卿の強い反対にもかかわらず、世界人口会議へ政府代表を派遣した。そしてベニグノ・アキノ政権下の2012年、共和国法第10354号（責任ある親子関係とリプロダクティブ・ヘルス法）が発布された。この法律は、避妊法、不妊治療、性教育へ国民が普遍的にアクセスできるように保証するものである。責任ある家族計画の推進については、人工的な避妊や中絶を認めないカトリック教会からの強固な反対にあった。

法案に関する反対表明よりもさらに進んで、カトリック教会が積極的に信者を政治的行動に促す例もある。よく知られているのは、マルコス大統領の独裁政権を終わらせた、ピープルパワー（EDSA革命）と呼ばれる1986年2月の政変である。コラソン・アキノ政権の成立にあたっては、カトリック教会の影響は絶大であった。

腐敗した政治リーダーを市民の非武装の蜂起により追放するという「革命」が起こされたのは、この一度だけではない。2001年にも、当時のエストラーダ大統領の度重なる汚職に対して、シン枢機卿が団結と祈りを呼びかけ、それに応えた市民によりEDSA聖堂で大規模なデモが起り、1986年の独裁政権打倒を思い起こさせるような形で、再度政権が崩壊した（EDSA革命2）。

しかしこの後、エストラーダ大統領支持者であるカトリック信者がEDSA聖堂を占拠し、EDSA革命3を名乗った。カトリック教会は、人権侵害、汚職、避妊などの社会問題に対して、神の法や共通善に一致しないとし、関与し、主張する。しかしEDSA革命3は、カトリック信者が決して一枚岩ではなく、教会の政治への関与が信者に及ぼす影響が一様でないことを示している。

宗教団体に関する法人制度

フィリピンには、宗教団体を直接管轄する省、局などの行政機関は存在しない。宗教団体および宗教活動は、フィリピン共和国憲法(The Constitution of the Republic of the Philippines)、フィリピン法人法典 (The Corporation Code of the Philippines)、フィリピン民法典 (Civil Code of the Philippines) によって規定されている。宗教団体は、法人法典に従って証券取引委員会に登記することによって、特殊法人、非営利の宗教法人として法人格を認められる。

フィリピンの「法人」の概念はアメリカ合衆国会社法に依拠している。宗教法人についての規定は1906年のフィリピン法人法に初めて見られ、1980年法人法典が制定されるまで改正を重ねた。フィリピンで宗教関係者が行政府へ登記するのは、この宗教法人化と、結婚挙式の遂行の権限のための申請の二つのみである。

次に、結婚挙式の遂行のための申請について検討する。フィリピンでは、婚姻を成立させる条件の一つに、権限のある婚姻挙行官による式の挙行がある（家族法3条）。婚姻挙行官の条件は複数あり、その一つが、教会などから認可された司祭や牧師などが政府に登録することと定められている（家族法7条（2））。ただし、ムスリムや他の民族集団間の結婚については、その習慣や儀礼に沿って行う（家族法33条）。ムスリムに関しては、1977年には、フィリピン・ムスリム身分法 (Code of the Muslim Personal Law of the Philippines, 大統領令1083号) が制定され、ムスリム同士あるいは男性ムスリムと女性非ムスリムでムスリム法、ムスリム身分法によりフィリピンで婚姻した夫婦に関しては、同法典が適用されるようになった。

宗教団体に与えられる法的地位

次にフィリピン法人法典における宗教法人について検討する。フィリピン法人法典は、2019年発布の共和国法11232号により改正されたが、宗教団体に関する法制度に関しての改正は見られない。フィリピンには、宗教団体を直轄する行政機関は存在せず、宗教団体及び宗教活動は、フィリピン共和国憲法、フィリピン法人法典、フィリピン民法典によって規定される。宗教団体の法人格の登録は、証券取引委員会に登記することで認められる。この登記は、年度毎に行わねばならない。

改正法人法典においては、特殊法人として教育法人と宗教法人の規定があり（改正法人法典105-114条）、そのうち宗教法人の規定は107条から114条である。以下が宗教法人規定の概要である。

単独法人 単独法人とは、その宗教団体を代表する大司教、司教、司祭、牧師、ラビ、教派・宗派・教会の長老主宰者などの個人を法人として認定するもので、職責の及ぶ地理的管轄内で、単独法人は、受託者として、代表する宗教、宗派、教会の事務、財産、世俗的な所有物の運営、管理にあたる（108条）。この単独法人が空席になれば、後継者によって継承することが可能である（112条）。単独法人の法人化の主な目的の一つは、団体およびその財産の継続性を保証することにある。例えばあるカトリック教会の土地の実際の所有者はカトリック教会であるが、教会の土地登記は単独法人である司祭や大司教によってなされる。

単独法人は、教会、慈善事業、博愛、教育目的のため、不動産、動産を購入、保有することができ、またそのような目的のために遺贈又

は贈与を受け取ることができる。また、不動産を売却、担保に処す場合には、州の下級裁判所の命令を得なければならないが、宗教法人内部に売却、担保処置に関する規約がある場合はその限りではない（111条）。

宗教団体が単独法人として登記されるためには、大司教、司教、司祭、牧師、長老主宰者らが、あらかじめ決められた事項を証券取引委員会に登記しなければならない（109条）。

宗教結社 法人法典114条によると、宗教宗派、教派、教会は、法人となることが当該団体の規約と矛盾せず、六つの審査項目を満たせば、宗教結社として法人化することができる。それらは、1) その宗教結社、修道会、教区、教会会議、地区組織がある教派、宗派、教会の宗教組織であること、2) 会員の3分の2以上の書面又は投票による同意を得ていること、3) 宗教団体の欽定、規約が法人設立と矛盾せず、それが禁止されていないこと、4) 動産や不動産の管理、処務などのために法人化する意思があること、5) 法人が設立され設置される主要な事務所がフィリピン国内であること、6) 設立時の1年間又はその他の期間を任期として選出された理事（5人以上15人以下）の名前、国籍、住所を記載すること、の六つである。

証券取引委員会の権限 マルコス大統領下の戒厳令期に発令された大統領令902-A号（1976年）の証券取引委員会再組織化令により、証券取引委員会は大統領府に移管され、同6項は証券取引委員会の準司法権限を強化した。証券取引委員会の判決に対する控訴裁判所は最高裁判所である。

宗教団体に関する課税制度

フィリピンではこれまでに1898年憲法、1935年憲法、1973年憲法、そして現行の1987年憲法の四つが制定されている。このうち1973年憲法は、実際に直接的に排他的に宗教、慈善目的に使用される慈善施設、教会、司祭館、修道院、モスク、非営利的墓地およびすべての土地、建物改修に対する免税措置を規定している（8条17項3号）。しかし、教育目的は非課税とはされていなかった。

1987年憲法6条28項3号は、73年憲法を受け継ぎながら、非課税措置の適用を教育目的に広げ、排他の宗教、慈善、教育目的に使用される慈善施設、教会、司祭館、修道院、モスク、非営利的墓地およびすべての土地と建物改修とした。

ただし、ここで非課税とされるのは所有税についてのみであり、対象は所有権の行使ではなく所有物の使用についてである。したがって所有者から「実際に、直接、かつ専ら」宗教、慈善、教育目的に使うために貸し出された土地等については、所有税は免除されるが、所有者がたとえそれを宗教、慈善、教育目的に使っていたとしても、運営に商業活動の要素が含まれるとみなされれば課税対象となる。また、墓地は収益目的でないものだけが非課税とされる。

3. 宗教統計

次にフィリピン国民の宗教に関する統計を見ていこう。

1990年現在の宗教統計

表1は、1918年から1990年までの宗教別人口を示している。いずれの年度も政府が実施した人口世帯調査にもとづく数字である。1918年の総人口は1000万強、1990年には6000万人強と、総人口は6倍になっているものの、宗教別構成比率には大きな変化は見られなかった。すなわち、フィリピンでは米国植民地期も戦後の独立後も、カトリック教会信者は80%前後で宗教的多数派としての地位をしめてきた。それに対してイスラーム（ムスリム）は5%程度で少数派である。

キリスト教各教派について詳しく見ていくと、1902年創立のフィリピン独立教会を中心とするアグリパイ派は徐々に信徒を失ってきた。米国植民地期に宣教を開始したプロテstant諸教派は一貫して少数派にとどまっている。一方、1914年に創立されたイグレシア・ニ・クリストというフィリピン生まれの教会は、徐々に教勢を拡張し、1948年から新たに宗教統計の集計項目になっている。

1990年現在の宗教別人口比は、カトリック教会82.9%、アグリパイ派2.6%、プロテstant3.9%、イグレシア・ニ・クリスト2.3%、イスラーム4.6%である。キリスト教全体では91.7%となり、フィリピン国民の大多数がキリスト教徒であることが分かる。

表1 宗教別人口（1918年-1990年）

単位：人、（）内は各年度内の比率（%）

宗教	1918年	1939年	1948年	1960年	1970年	1990年
カトリック	7,790,937 (75.5)	12,603,365 (78.8)	15,941,422 (82.9)	22,686,096 (83.8)	31,169,488 (85.0)	50,217,801 (82.9)
アグリパイ派	1,417,448 (13.7)	1,573,608 (9.8)	1,456,114 (7.6)	1,414,431 (5.2)	1,434,688 (3.9)	1,590,208 (2.6)
プロテスタント	124,575 (1.2)	378,361 (2.4)	444,491 (2.3)	785,399 (2.9)	1,122,999 (3.1)	— (3.9)
イスラーム	443,037 (4.3)	677,903 (4.2)	791,817 (4.1)	1,317,475 (4.9)	1,584,963 (4.3)	2,769,643 (4.6)
イグレシア・ニ・クリスト			88,125 (0.5)	270,104 (1.0)	475,407 (1.3)	1,414,393 (2.3)
仏教	24,263 (0.2)	47,852 (0.3)	42,751 (0.2)	39,631 (0.1)	33,639 (0.1)	22,681 (0.0)
神道		13,681 (0.1)				
その他の宗教	5,454 (0.1)	67,157 (0.4)	92,783 (0.5)	574,549 (2.1)	616,076 (1.7)	
無神論など	508,596 (4.3)	626,008 (3.9)	353,842 (1.8)		247,226 (0.7)	
未回答		12,368 (0.1)	22,837 (0.1)			197,007 (0.3)
全人口	10,314,310	16,000,303	19,234,182	27,087,685	36,684,486	60,559,116

1) 表のうち、空欄はその年度の調査項目に含まれていなかったカテゴリー

2) 1990年のプロテスタントは比率のみ公表され、総数は記載されていない

3) 1939年の統計には神道が含まれているが、戦前にはダバオを中心に多数の日本人移民がいたことによる

〔出典〕市川誠『フィリピンの公教育と宗教』（東信堂、1999年）16頁

2020年現在の宗教統計

次に2020年の時点での宗教統計を検討する。表2は、2020年現在の宗教別人口構成比を示している。以前の統計とは異なり、集計項目は上から順にローマ・カトリック、イスラーム、イグレシア・ニ・クリスト、セブンスデー・アドベンチスト、アグリパイ派、フィリピン独立教会などのように、カトリック以外は教派、教会別に列挙されている。1990年までの統計ではプロテスタントとして一括されていた教派、教会が、2020年の統計では教派、教会毎に集計されている点が大きな相違点である。

表2 2020年のフィリピン国民の宗教別人口

宗 教	人 数	比率 (%)	順位
ローマ・カトリック*	85,645,362	78.8	1
イスラーム	6,981,710	6.4	2
イグレシア・ニ・クリスト	2,806,524	2.6	3
セブンスデー・アドベンチスト	862,725	0.8	4
アグリパイ派	818,916	0.8	5
フィリピン独立教会	640,076	0.6	6
バイブル・バプテスト教会	540,364	0.5	7
UCCP (フィリピン・キリスト教団)	470,792	0.4	8
エホバの証人	457,245	0.4	9
チャーチ・オブ・クリリスト	429,921	0.4	10
その他の宗教団体	8,954,291	8.2	
なし	43,931	0.0	
無回答	15,186	0.0	
合 計	108,667,043	100.0	

*カトリック・カリスマティック派の74,096人（0.07%）を除く

[出典] Philippine Statistical Authority, 2020 Census of Population and Housing

宗教統計の調査方式

我が国の国勢調査はすべての世帯を対象とする全数調査方式で行われている。それに対してフィリピンでは母集団の一部を抽出して調べる標本調査方式が採用されている。調査実施時期になると、政府により任命された調査員が調査対象者に面会し、調査項目について尋ね、回答を記録するという方式である。調査対象者の宗教についても同様だが、たとえば対象者が「バプテスト教会」と回答したとする。バプテスト系の教会には異なる教派、教会が多数あることから、調査員はどのバプテスト教会に所属しているかをさらに詳しく尋ねることになっている³。

このように2020年の統計では、プロテstantとという大きなカテゴリーではなく、調査対象者が所属する個別具体的な教会、団体を記録していくため、数多くの教派、教会名が並べられており、プロテstant全体としての比率は公表されていない。表2の構成比のうち、ローマ・カトリック78.8%、イスラーム6.4%、イグレシア・ニ・クリスト2.6%、その他の宗教団体8.2%を合計すると96.0%となり、残りの4%前後がプロテstant諸教派、諸教会の信徒の比率と推定される。その点では1990年現在の3.9%とほとんど変化なしである。



フィリピンで一番多くの出席者が集まるバクララン教会

4. キリスト教

次に2020年の宗教統計にもとづいて、各教派、教会について見ていく。

ローマ・カトリック教会

2020年現在で、フィリピン統計庁が公表している要約⁴によると、総人口1億0866万7043人のうち、5分の4に相当する8564万5362人(78.8%)がローマ・カトリック教会信者である。比率の上では、カトリック信者は1990年の82.9%から78.8%へ4ポイント減少している。1990年の総人口6055万9116人に対して、2020年の総人口は1億0866万7043人と30年の間に2倍近くに増えている。フィリピン社会において一貫して最大多数派の地位を占めてきたカトリック教会信者が、総人口の80%を下回った点は注目に値する。

カトリックの両親から生まれた子は、生後早い時期に幼児洗礼を受けてカトリックとなり、10歳前後で堅信式をすませ、初聖体を受

ける。その後もカトリック教会暦にもとづく年中行事、人生の通過儀礼を経て、教会で結婚式を挙げ、葬式を行う。カトリック墓地に眠る人も多い。他のカトリックが多数派の国々と比較しても、フィリピンのミサ出席率は高い。



マニラ首都圏のカトリックのバクララン教会

ところが過去数十年の間に、そうしたルーティン化したカトリックの宗教生活のあり方に満足することができず、より個人的で直接的な宗教体験を求める人々が増えてきた。1960年代後半以後、フィリピンのカトリック教会では、クルシリョ（スペインで始まった信徒鍊成会）、カリスマ刷新運動、（カトリック版）ボーン・アゲインなど宗教意識の覚醒を求める信者の運動が盛んになってきた。2024年、25年に面会したフィリピンの研究者によれば、近年、特に若い世代のカトリック信者がカトリック教会と距離をおくようになり、プロテstantの福音派の礼拝に出席するケースが目立ってきたという。

フィリピンは、ブラジル、メキシコについて、世界第3位のカトリック人口を有する国であり、ローマ教皇にとて重要な「カトリック国」としての地位を保持し続けている。しかし、最新の宗教統計を見る限り、カトリック信者の割合が徐々に減りつつあり、カトリック教会の地位はこれまでのように安泰とはいがたいようである。

イグレシア・ニ・クリスト

イグレシア・ニ・クリスト (Iglesia Ni Cristo) とはフィリピン語で「キリストの教会」を意味する。英語では Church of Christ と表記される。この教会は1913年から14年にかけて、フィリピン人のプロテstant伝道者であったフェリックス・マナロ (Felix Manalo, 1886–1963) によって創立された⁵。

20世紀初めに米国統治が開始されると、米国からさまざまな教会がフィリピンで宣教を開始した。プロテstant教会の多くが米国の同系統の教会から派生しているのに対して、イグレシア・ニ・クリ

ストはフィリピン人が創始したフィリピン生まれの教会である。創始者のマナロ自身は、メソジスト教会の神学校、長老派教会の聖書学校に学んだ後にクリスチャン・ミッション派教会に移籍し、伝道者となつた。さらにセブンスデー・アドベンチストの補教師として働いた。どの教派でもマナロは卓越した説教者として知られていたという。

そして、マナロはカトリック教会における洗礼の形式（滴礼）、聖体拝領、告解などの秘跡のあり方を批判しつつ、1913年11月からマニラの労働者街で独自の説教を始めた。1914年7月27日にマナロは彼が創始した教会を、イグレシア・ニ・クリスト (Iglesia Ni Kristo、当初はCristoではなくKristoと表記) の名称で植民地政府に登録した。毎年7月27日は創立記念日として祝われている。

イグレシアの神学 その後、マナロは自身が「神の最後の使い」(フィリピノ語でSugo、英語ではLast Messenger of God) としての役割を自覚したといわれ、それがイグレシア神学の重要な部分をなしている。また、イグレシアでは三位一体論は否定され、キリストは人の上に立つ人であるが神ではないと信じられている。三位一体論はカトリック教会を含め大多数のキリスト教会の教義だが、イグレシアは神学の面からも異なる立場を保持している。

さらにエキュメニズム（分裂しているキリスト教会を一致させようとする動き）には参加せず、イグレシアの信徒になる以外に救いは得られないとする立場を堅持している。

上のような神学上の立場により、イグレシアは創立当初から、特にカトリック教会を正面から批判しつつ、マニラとその周辺で教勢を拡大してきた。米国統治下で信教の自由が保証されるようになった

とはいっても、多数派のカトリック教会、プロテスタント教会を批判するイグレシアの信徒は、地域社会でも職場でも、嫌がらせや差別を覚悟しなくてはならなかった。

第二次世界大戦前には、イグレシアはマニラとルソン島中央部で活動する小規模の教会に過ぎなかつたが、戦後になると教勢を拡大し、1948年の宗教統計ではカトリックやプロテスターとならんで独立した集計項目となつた。戦時中にマニラなどから全国に疎開していた信徒が、戦後それぞれの地域で教会形成に努めた結果、全国規模の教会に成長したといわれている。

海外教会設立 創始者で初代の教会監督の地位にあったフェリックス・マナロは1963年に死去し、息子のエラーニョ・マナロ (Eraño Manalo) が第2代教会監督に任命された。この頃からイグレシアは海外在住のフィリピン人、フィリピン系移民の信徒の牧会を始めており、1968年には最初の海外教会を米国ハワイ州ホノルル市内に創設した。ハワイは米国の中でもフィリピン人移住者が多いところで、早くも1906年にはルソン島北部のイロコス地方の青年たちがプランテーション契約労働者としてハワイに渡っている。

1960年代後半からフィリピン人の海外移住労働が本格的に始まり、1973年にはフィリピン政府内に海外雇用庁が新設されている。古いデータだが1996年の時点で、イグレシアは世界57ヶ国、地域に162教会を設立しており、その62%にあたる110教会が北米に所在していた。

1990年現在の宗教統計(表1)ではイグレシア信徒数は141万4393人、全人口の2.3%とされているが、イグレシア側は非公式には信徒数は国民の5%以上としている(ただし、信徒数、教会数は正式には公表していない)。それから30年を経て、2020年の宗教統計では信徒数

は280万6524人、国民の2.6%と報告されている。

現在のイグレシア 2009年には父エラーニョ・マナロの死後、息子であるエドゥアルド・マナロ (Eduardo Manalo) が第3代教会監督に任命され、現在に至っている。

先に述べたように、イグレシアは創立以来一貫して反カトリックの少数派として教会形成を進めてきた。他のプロテスタントとも協力関係を結ばず、イグレシアの信徒になる以外に救いの道はないという立場を堅持してきた。そうした点でイグレシアはフィリピン社会では孤立しているようにみえるが、政府が進める産児制限政策などの面では行政に協力して積極的に関与している。

イグレシア指導部は戦前から、大統領、副大統領、上下院議員、市長など特定の政治家と親交を結び、信徒にブロック投票を促すなど、各レベルの選挙で一定の役割を果たしてきた。こうした慣行は第二次世界大戦前から行われていた。当時のイグレシアは反カトリックという立場の故に、町や市が管轄する公民館、集会所を利用することできなかった。そのため、こうした差別は認めないと約束した立候補者を支援していたといわれる。毎年7月27日の創立記念日、教会監督の誕生日には、大統領、副大統領などが教会本部を表敬訪問する記事が毎年、メディアを賑わせている。

なお、イグレシアの博物館 (Iglesia Ni Cristo Museum) は信徒以外にも開放されている。

アグリパイ派・フィリピン独立教会

次に2020年の宗教統計で第5位のアグリパイ派、第6位のフィリピ

ン独立教会について見ていく。アグリパイ派は総数81万8916人(0.8%)、フィリピン独立教会は64万0076人(0.6%)である。この二つについては説明を要する。

アグリパイ派(Aglipayan)という集計項目は、フィリピン独立教会(スペイン語でIglesia Filipina Independiente、英語ではPhilippine Independent Church)との関係で検討する必要がある(ちなみに1990年までの宗教統計では両者をアグリパイ派として一括されている)。

フィリピン独立教会は、フィリピン革命の過程でフィリピン人神父を中心とする民族的なカトリック教会を確立しようとする運動に出発点があった。

フィリピン諸島に対するスペインの主権が危うくなると、フィリピンのカトリック教会をスペイン人神父からフィリピン人神父のもとに移管させること、すなわちカトリック教会の民族化(フィリピン人化)が構想されるようになった。1898年10月にフィリピン革命政府は、フィリピン人神父のグレゴリオ・アグリパイを革命軍従軍宗務総長に任命した。アグリパイはカトリック教会の民族化、すなわちカトリック教会の裁治権をスペイン人からフィリピン人神父に委ねる方針を明らかにした。

その後、米西戦争を契機に米国がフィリピン革命に介入し、スペインはパリ条約によりフィリピン諸島を米国に割譲することになった。その一方で、フィリピン革命軍と米軍との間で軍事衝突がおこり、フィリピン革命は反米戦争となった。革命は米国の介入により敗北した。アグリパイなどのフィリピン人神父はローマ教皇庁との交渉を続けたが、教皇庁側はフィリピン人神父らの願いを受け入れなかつた。

1902年10月、フィリピン革命の指導者の人だったイサベロ・デ・ロス・レイエスが、アグリパイを主教とするフィリピン独立教会の創立を宣言した。この時点では独立教会は実体としてはカトリック教会そのものだったが、やむなくローマから分離して創立されることになった。

独立教会は各地でカトリック教会の建物を占拠して、ミサを行った。特に革命政府の支配下にあった地域では、同じ教会で同じフィリピン人神父がミサを続けていた。神父らが独立教会に移ってからも、土地の人々はカトリック教会と独立教会の違いを意識していなかった。独立教会という新しい名称よりも、アグリパイ派という呼び方が一般的となった。そのためフィリピン独立教会とアグリパイ派の呼称はほぼ同じ意味で使われている。

創立後、フィリピン独立教会は人々の強い反米民族主義的な感情に支えられ、大きく教勢を伸ばした。カトリック教会はミサをラテン語で行っていたが、独立教会は土地の言語を用い、1872年に処刑された3人の神父、植民地体制改革を訴えたホセ・リサールを聖人として列聖するなど、独自の性格を打ち出した。神父の妻帯も許された。ところが1906年には裁判所の決定により、独立教会はそれまで占拠していたカトリック教会の教会堂などを一夜にして失った。1935年のフィリピン・コモンウェルス政府の大統領選挙に、アギナルド元革命政府大統領を大統領候補、アグリパイを副大統領候補として出馬したが敗れた。

第二次世界大戦後、独立教会は聖公会との間で共同陪餐協約を結び、神学生の育成などの面でも協力関係を持つようになった。

プロテスタント諸教派



プロテスタントのフィリピン・キリスト教団（UCCP）本部

1898年以後、米国のプロテスタント教会は、スペイン植民地期の300年間を通じてカトリック一色だったフィリピンに対して宗教改革者としての使命を自覚して宣教を開始した。プロテスタントの長老派、会衆派、バプテスト、メソジストなどの各教派、教会は当初から、宣教対象の重複を避けるため、対象地域をあらかじめ分割した。カトリックの影響が限定的だった華人、山地の少数民族に対する宣教も重視された。

しかし、カトリシズムが長い間、事実上唯一の宗教であったフィリピンでは、社会のカトリック化が著しく、プロテスタントは信徒の獲得という面では大きな成果をあげることはできなかった。

統計上ではプロテスタントは1918年には12万4575人（総人口の1.25%）、1939年には37万8361人（2.4%）、1948年には44万4491人（2.3%）、1960年には78万5399人（2.9%）、1970年、112万2999人（3.1%）、1990年には3.9%である。このようにプロテスタントは少數派にとどまっているが、YMCA、YWCAなどの関連団体を含めて、教育、医療、社会福祉の面では重要な役割を果たしてきている。この点は明治期、大正期の日本のプロテスタント諸教会の活動と同じである。

プロテスタントが設立した大学としてよく知られているのは1938年に認可されたシリマン大学である。その前身のシリマン・インスティチュート（男子小学校）は米国長老派が1901年に創立し、1912年には共学となった。1921年にはシリマン聖書学校（後の神学部）が米国会衆派教会により設立されている。フィリピン中部のネグロス島ドゥマゲテにあるシリマン大学は、プロテスタントの最高学府として多くの卒業生を送りだしてきた。マニラのプロテスタント系大学としてはフィリピン女子大学、フィリピン・クリスチャン大学なども知られている。プロテスタントは医療面にも力を注いでおり、マニラでは聖公会設立の聖ルカ病院（St. Luke's Medical Center）が知られている。

福音派の教会

プロテスタントに分類される教会の中でも、上に述べた長老派、会衆派、パプテスト、メソジストなどのメインストリーム（主流派）の教会は、プロテスタント教会史では福音主義教会と呼ばれることがある。ここでいう「福音主義」（evangelicalism）とは、狭義にはルターの宗教改革後に生まれた聖書の福音を重視する教会を、広義にはカトリック教会に対するプロテスタント教会一般を意味している。

20世紀初め以後、米国ではプロテスタントの主流派が自由主義神学、文献批評学、進化論などを採り入れてきたのに対して、保守的な教会は聖書を一字一句、神のことばが誤りなく記されたものであると考え、天地創造説を信じるなど、原理主義的な立場をとることが多い。米国ではこうした福音派（エバンジェリカルと呼ばれる）のながら、近年は宗教右翼として登場するグループも顕著になってきている。

フィリピン福音派教会協議会 フィリピン福音派教会協議会

(Philippine Council of Evangelical Churches; PCEC) は1965年に創立され、プロテスタントのなかでも福音派の教派、教会の連合体である。第二次世界大戦前のフィリピンでは、プロテスタントの主流派はメソジスト、長老派、バプテストなどの福音主義にもとづく教派、教会が中心だったが、1950年代以後、米国から徐々に福音派の教会がフィリピンに進出してきた。現在は福音派の教会がより多くの人々をひきつけていている。特にカトリック教会を離れ、福音派の礼拝に出席する人たちが増えているといわれる。ただし、フィリピンでは、米国に見られるような極端に原理主義的な福音派に分類されるような教会はきわめて少ないと考えられる。

フィリピン福音派教会協議会は、創立以来、教派、教会間での様々な意見の相違、対立を克服してきた。2023年6月末現在で、同協議会には276の教派、265の各個教会が所属している。協議会本部事務局はマニラ首都圏クバオ市にある⁶。

福音派の礼拝

今回の調査中に出席を許されたある福音派教会の礼拝は、日曜日の午前8時に開始された。礼拝堂は6階建ての大きなビルの2階にあった。最初の20分は讃美歌を歌う。中央の壇上に讃美歌をリードする女性が立ち、150人近くの出席者は起立して、液晶パネルに示された歌詞を見ながら歌う。少数だが両手を高く掲げて歌う者もいる。讃美歌に続き、フィリピン人の牧師が英語で説教を行う。説教は聖書を引用しながら30分以上におよび、最後には短い祈りで礼拝は終わった。礼拝後、各自の席の周囲の5、6人が十数分間、分かち合い（シェアリング）の時間を持ち、この日の説教をどう受けとめたかを話し合う。つづいて隣のホールに移動して、コーヒーなどの飲物と軽食を手にフェローシップ（交流）の時間が設けられていた。こ

の教会の出席者は小さな子どもから高齢者まで様々だったが、いずれも都市中間層かそれ以上の階層の人々だった。こうした形式の礼拝、特に讃美歌と聖書の教えを重視するのは、フィリピンに限らず福音派の特徴である。

5. イスラーム

2020年現在のイスラーム（ムスリム）は698万1710人で、総人口の6.4%に相当する。1990年の統計では276万9643人、4.6%となっており、ムスリム人口の比率は増加の傾向にある。ムスリムの人々は、伝統的にはフィリピン南部のミンダナオ島西部、さらにバシラン、ホロ、シアシ、タウイタウイなどの島々からなるスルー諸島を主な生活圏としているが、戦後、特に1960年代末からの「内戦」以後は、マニ



マニラ市内のモスク

ラ首都圏を含むルソン島、ビサヤ地方で生計をたてる人々も増えている。マニラ首都圏にも大小のモスクと、それらをとりまくムスリムの共同体が存在する。

ムスリム人口

フィリピンの2020年の人口世帯調査によると、フィリピンの世帯人口のうち、85.7%が非先住民である。残りの人口のうち、外国人を除くと、7.6%が国家先住民委員会（National Commission on Indigenous Peoples）に登録している先住民、5%が国家ムスリム委員会（National Commission on Muslim Filipinos）に登録しているムスリムとなる。両委員会に登録している世帯人口を合わせると、フィリピンのムスリム世帯人口は約6.5%となる。

フィリピンのムスリムは複数の言語民族集団から構成されている。

同じく2020年の調査では、ムスリムのうち最も世帯人口が多いのはマギンダナオの28.4%、ついでマラナオの25.3%、タウスグの22.7%である。

フィリピン政府とムスリムの間では、高度の自治・独立をめぐる交渉や紛争が続いてきた。現在ではフィリピン政府とモロイスラーム解放戦線（MILF）が2014年3月に和平合意に至り、バンサモロ組織法の調印、住民投票を経て、2019年2月にバンサモロ暫定自治政府が設立されている。当初の2022年までと予定されていた暫定自治政府は2025年までに延長され、同年10月実施の選挙を受けて、バンサモロ自治政府が発足する予定である（2025年3月現在）。

国民国家の成立とムスリム社会

スペインの植民地化はカトリック宣教と切り離せず、植民地時代の行政組織は、教会・教区を中心としたものであった。一方、遅れてきた植民者の米国は、政教分離の原則を採用し、米国統治期の基本法のすべてに政教分離の原則を盛り込み、教育の普及や物質文化の浸透による「文明化」を進めようとした。

しかし、フィリピンにおけるムスリム人口は、スペイン植民地下においても、植民地政府の支配に完全に降ることではなく、伝統的支配者であるスルタンやダトゥが地縁に基づいた自治を行っていた。これに対して米国は、1899年からスルー王国のスルタンと協定を結び、宗教指導者を通じた間接統治を行うこととした。

その後もムスリム居住地各所で米国植民地支配への激しい抵抗は続いたが、米国統治の行政機構が浸透するにつれて、徐々に米国植民

地支配に協力し首長となる者も誕生し、1915年のカーペンター＝キラム協定で、スルーのスルタンは、政治的ではなく宗教的指導者としての立場を受け入れた。

この前後から、米国植民地政府はキリスト教徒のミンダナオ島への入植を進め、ミンダナオ島におけるキリスト教徒の人口が急激に増加した。政治＝宗教指導者の権威の変化、キリスト教徒の人口の増加は、ムスリム社会に大きな社会経済的变化をもたらしていった。

フィリピン共和国独立後もキリスト教徒の入植は続き、ムスリムの経済的・政治的権利は限定され、国軍や民兵による暴力も頻発した。1965年に成立したマルコス政権は、国家統合を妨げる分子として弾圧した。これに対抗するため、1970年前後に、ムスリムの知識人が中心となり、モロ民族解放戦線(Moro National Liberation Front)が組織された。ミンダナオ島を含む国内の治安悪化を理由の一つとして、1972年にマルコス政権は戒厳令を敷き、分離独立を目指す動きを武力で弾圧していった。

一方で、マルコス政権は、非政治的な分野ではムスリムの権利の尊重、イスラームの積極的な振興、ムスリムの懐柔政策を実施した。1973年憲法では文化多元主義が唱えられ、ムスリム人口を多く抱えるミンダナオ島の復興開発を目的とした大統領直属機関が設立され、イスラーム祝祭日の認知、イスラーム学研究機関の設立、イスラーム銀行の設立、フィリピン・ムスリム身分法典の制定、アラビア語教育の認可、イスラーム法廷の設立などが次々と実施された。ムスリムの義務の一つであるメッカ巡礼の制度化にも乗り出した。1978年には巡礼局を設立し、巡礼団用の船がチャーターされた。さらに1979年にはムスリム問題担当局が設立され、後に省に格上げされた。

ムスリムの自治をめぐって

独立を目指していたモロ民族解放戦線であったが、イスラーム諸国の介入により、1976年に、マルコス政府との間で、南部フィリピン13州の自治を約束する内容のトリポリ協定を締結するに至った。しかし、住民投票が必要か否かを巡って紛糾し、政府はモロ民族解放戦線の反対を押し切り住民投票を実施した。

1986年のコラソン・アキノ政権成立後、1987年憲法にはムスリム自治地域の組織が盛り込まれ、1989年には大統領令6734号によってムスリム・ミンダナオ自治地域（Autonomous Region for Muslim Mindanao）の設立についての決定がなされた。住民投票については再び両者の意見が対立したが、同年の住民投票により、南ラナオ、マギンダナオ、スルー、タウイタウイの4州がムスリム・ミンダナオ自治地域として成立した。モロ民族解放戦線は、続くラモス政権下の1996年に和平合意を締結し、その後のアロヨ政権下で2001年に行われた住民投票によって、ムスリム・ミンダナオ自治地域にマラウィ市およびバシラン州が加わり、5州1市となった。

ムスリム・ミンダナオ自治地域は3年ごとに選出される知事、副知事を中心に、立法機関としての地域評議会、司法機関としてのイスラーム法高等裁判所、イスラーム（巡回）裁判所をもつ。法整備も進展し、1977年に制定されていたフィリピン・ムスリム身分法典は、1984年以降、実際に施行されるようになった。190の条文からなるこの法典は、結婚、離婚、親権などの個人、家族関係、財産相続などについて細かい規定がなされている。イスラームでは複婚および離婚が認められているが、フィリピン家族法にはその規定がない。したがってムスリムは、この新しいフィリピン・ムスリム身分法の施行により合法的に自らの宗教に沿った婚姻を行うことができるようになった。

ムスリム・ミンダナオ自治地域の成立以降、モロ民族解放戦線の元兵士のなかには、自治政府の機関に雇用される者もあり、武装解除が成功した部分もあった。一方で、モロ民族解放戦線から袂を分かち、和平に賛同しない集団が生まれ、支持者を増やしていった。なかでもモロイスラーム解放戦線（Moro Islamic Liberation Front）は勢力を拡大した。

モロイスラーム解放戦線は、モロ民族解放戦線が和平合意を結んだ後、1997年ごろから政府との交渉を開始した。2000年には当時のエストラーダ大統領が、全面戦争を宣言し、武力制圧を試みたため、数十万にものぼる国内難民が生まれるなどの時期もあったが、ベニグノ・アキノ大統領のもと、2014年についに包括的和平合意を結んだ。

こうして、1970年前後のモロ民族解放戦線の誕生から50年近くも続いた武力衝突は、代表的な二つの集団が政府と和平合意を結び、自治政府の設立が決定されることにより、大きな転機を迎えた。ただし、この時期を通して、国を超えたイスラームの急進的組織とのつながりから、いわゆる過激派集団の活動も顕著になっていた。なかでもアフガニスタンでの対ソ従軍の経験を持つ指導者によって設立されたアブ・サヤフは、武力による独立国家の樹立を目指していた。このグループが注目を浴びたのは、2000年にはマレーシアのシバダン島、2001年にはフィリピンのパラワン島などのリゾート地において繰り返された誘拐行為であった。2014年にはこのグループの一部がイスラミック・ステイト（ISと略す）へ忠誠を誓った。

2017年のマラウィ占拠

2017年5月にミンダナオ島西部のマラウィ市が、ISに忠誠を誓う集団によって占拠された。アブ・サヤフのリーダーであったイスニロン・ハピロンのグループと、首謀者の名前をとってマウテと呼ばれるマラナオからなる集団が、マラウィ市主要部を占拠し、ISの旗を掲げ、イスラーム国家の樹立を宣言しようとしたのである。人質をとり、コーランの詩を暗唱できなかつたキリスト教徒の労働者やマラナオ・ムスリムを殺害した。これに対して、当時のドゥテルテ大統領は戒厳令を布告し、フィリピン国軍は空爆を行うなどで対応し、市街戦は5か月に及んだ。

先述の通り、1970年代以降、政府との間では分離独立運動が起こり、武力対立が継続してきた。しかし、ミンダナオ島西部ムスリム居住地の中でも、政治経済教育の中心地の一つのマラウィ市において大規模な市街戦が起こるという事態は、住民であるマラナオの人々ですら想定していなかつた。衝突後も数日間は市内にとどまつた人々が多くいたが、銃撃戦が起こつても、それは通常通り小規模で、数日のうちに終わると考えていたからである。それ以前の長期間にわたる独立をめぐる戦闘は、突発的なテロ行為以外は、人口が密集していない山間部などが中心だった。

市街戦の人的・経済的な被害は莫大で、政府発表による犠牲者は約1000人の過激派集団と170人の政府軍、市民87人で、避難民は7万8000家族、36万8000人に及んだ。元アブ・サヤフグループの首謀者に加え、いわゆるマウテグループという、マラウィ市周辺に住んでいる同じ民族集団のマラナオの人々が、自らの故郷の中心地を瓦礫に変えたのである。

マラウィ占拠に関わる文献、資料は、この地域の対立の複雑さを指

摘し、マラウイ占拠は単なる過激派の一時的な蜂起ではないと論じている⁷。古くからある有力親族の対立関係に加えて、歴代フィリピン政権有力者との距離、薬物ビジネスなどがもたらす莫大な富などの要素が加わり、この地域の政治経済的な対立構造は根深く、複雑である。加えてモロイスラーム解放戦線の和平交渉の歩みが非常に遅いことや、和平への希望が見えても変わらない貧困や低開発への苛立ちが、マラウイ占拠の背景として指摘されている。

マラウイ市の復興をめぐる問題は、バンサモロ自治政府設立を目指とした現在（2025年）に至るまで解決されていない。戦闘中に国軍や警察部隊が関与したとみられる略奪、暴力、人権侵害が明るみになったことで、マラナオの人々の間では軍や警察への一層の不信感が生まれ、今までそれは解消されていない。

6. その他の宗教

キリスト教、イスラーム以外の宗教としては華人系フィリピン人を中心とする仏教、道教などがあり、それぞれマニラなどに寺院や宗教施設を有している。第二次世界大戦の終了以前のフィリピンには、ミンダナオ島のダバオに日本人が経営するマニラ麻農園があり、多数の日本人仏教徒がいた。マニラにも日本人コミュニティがあり、仏教寺院や神社があった。

また、ルソン島北部の山地部、ミンダナオ島内陸の山地部などでは少数民族が生活圏を築いており、精霊崇拜、精霊信仰が行われている。ただし、第二次世界大戦後、これらの地域でも、寄宿舎を中心とする学校教育などを通したキリスト教宣教が進められており、少数民族の間でもキリスト教の影響が強くなっている。

7. 日本におけるフィリピン系宗教の展開

在留フィリピン人

表3 在留外国人数上位10か国 (2024年6月末現在)

順位	国	人数
1	中国	844,187
2	ベトナム	600,348
3	韓国	411,043
4	フィリピン	332,293
5	ブラジル	212,325
6	ネパール	206,898
7	インドネシア	173,813
8	ミャンマー	110,306
9	台湾	67,277
10	米国	64,842

[出典] 出入国在留管理庁 在留外国人数 国籍別

表4 フィリピン人の在留資格別人員 (2023年末現在)

フィリピン人総数	322,046
中長期在留者	321,996
永住者	139,534
特殊技能	35,932
技術・人文知識・国際業務	9,632
留学	2,927
家族滞在	5,266
定住者	60,446
特定技能	21,367
日本人の配偶者等	26,201
特定活動	4,611
その他	16,080
特別永住者	50

[出典] 出入国在留管理庁

国籍・地域別 在留資格別 在留外国人数（令和5年末）

2024年6月現在、日本に3か月以上在留する中長期在留者は331万1292人、特別永住者は27万7664人で、これらを合わせた在留外国人数は358万8956人である。

表3はその国籍の上位10か国を示している。フィリピン人は33万2293人で第4位、在留外国人の9.3%に相当する。しばらく前までフィリピン人（フィリピン国籍所持者）は中国、韓国について第3位だったが、ここ数年の間に技能実習生として来日するベトナム人が急増した。

表4は、2023年末現在のフィリピン人の在留資格別人員を示している。これに見られるように、在留フィリピン人の特徴は「中長期在留者」「永住者」「定住者」「日本人の配偶者等」が多い点である⁸。

全国各地で暮らす

フィリピン人は、東京、横浜、名古屋、大阪などの大都市以外に、全国の地方都市、さらに農村、山村、漁村などでも暮らしている。ブラジル人の場合、自動車製造工場のある地域などに集住する傾向が見られるが、フィリピン人は北海道から沖縄まで各地に広く散住している。

こうした居住パターンは1970年代後半以後、フィリピン人、特に女性が興業ビザにより来日し、国内各地のパブなどで働いていたことに関係している。そうしたパブは地方都市やその周辺の農村部などでも多く見られた（現在、興業ビザで来日するフィリピン人は、プロのジャズ演奏者、歌手などきわめて少数に限定されている）。興業ビザで来日した女性たちのなかには、後に日本人男性と結婚し、各地で家庭を築いている人たちが少なくない。

カトリック教会との関係

33万人を超える在留フィリピン人の宗教についての統計データはない。フィリピン政府による統計によれば国民の80%近くがカトリック信者であるが、在日フィリピン人の場合、実際には90%以上がカトリックであると推定される。

これらの信者のすべてが定期的にカトリック教会のミサに出席しているわけではない。毎週ミサに出席する人がいる一方で、年に1度か2度、クリスマスと復活祭のミサに出席する人たちも少なくない。ミサに出席したくても身近に教会がないこともある。さらに教会が近くにあったとしても、ミサは日本語で行われている。在留フィリピン人の多くは日本語に堪能だが、ミサの祈り、聖歌などで使われる日

本語は難しい。そのため英語又はフィリピノ語のミサに出席する人たちも少なくない。

ただし、地方では英語のミサがなく、フィリピン人神父がいないところも多く、徐々に日本語のミサに出席するフィリピン人も見られるようになってきた。

外国人司牧

1970年代末から80年代に入ると、興行ビザで来日したフィリピン人女性たちが各地のカトリック教会に姿を見せ始めた。教会側は英語によるミサを行うなど、こうした移住労働者のケアにのりだした。カトリック東京大司教区ではフィリピン人のための英語のミサを導入した。教会側は、こうした移住労働者は数年間の労働契約が終了すれば母国に戻るだろうと考えていた。しかし、実際にはフィリピンに戻っても、再び来日して働く人たちもいた。日本人の男性と結婚する人たちも増えた。当時の日本はバブル絶頂期を迎えており、日本人は3K労働、つまり「きつい、汚い、危険」な労働条件の厳しい職場を敬遠したため労働力不足がおこり、ビザ失効後も日本で働くフィリピン人が少なくなかった。

カトリック東京大司教区では、1990年にカトリック国際センター(CTIC)を開設し、外国人移住労働者のケアを開始した。過酷な労働、給料未払い、労災などの問題が起り、国際結婚の場合には家庭内暴力など支援が必要とされることもあった。同センターは現在、目黒教会に事務所があり、日本人スタッフ、フィリピン人神父、フィリピン人信徒宣教者数人が常駐している。以前は千葉市、亀戸にも事務所を構えて活動していた。当初は労働問題の相談、解決が主な内容だ

ったという。東京以外に、さいたま、横浜、大阪などの教区には、フィリピン人を含む外国人信徒に対する司牧を担当する部門がおかれている。

カトリック東京大司教区の場合

東京都と千葉県からなるカトリック東京大司教区では、いくつかの小教区教会でフィリピン人神父による英語のミサ、フィリピノ語のミサが定期的に行われている。移住第一世代のフィリピン人の多くは、日本語のミサよりも英語、フィリピノ語のミサを選ぶ。なかには毎日曜日、異なる教会で行われる英語又はフィリピノ語のミサに出席するフィリピン人もいる。英語やフィリピノ語のミサは、教会によっては日曜日の午後に行われることもある。そのため日本人とフィリピン人信者が、同じ教会のメンバーとして一つの教会共同体を形成することは難しかった。

フィリピン特有の祝日

フィリピンのカトリック教会には、この国に特有の聖人の祝日がある。毎年1月9日のナザレ人イエズス (Jesus Nazareno) の祝日、1月第3日曜日のセブの幼きイエズス (Sto. Niño de Cebu) の祝日、9月28日の聖ロレンソ・ルイス (San Lorenzo Ruiz) の祝日などである。聖ロレンソ・ルイスはスペイン植民地期の華人系フィリピン人で、スペイン人神父とともに船で沖縄にたどりついたところを捕らえられ、1637年9月29日に長崎で処刑された。1987年にフィリピン人最初の聖人として列聖されている。これらの祝日のうち、幼きイエズ

スや聖ロレンソ・ルイスの祝日は、カトリック東京大司教区などではフィリピン人の多い教会で祝われている。

また、フィリピン特有のカトリック行事として、クリスマス直前の9日間に行われるシンバン・ガビ（Simbang Gabi）というミサが知られている。フィリピンでは12月16日から24日まで、毎朝5時からミサが行われる。シンバン・ガビは東京、千葉、名古屋などの教会で行われているが、日本では早朝ではなく夜に予定されている。5月にフローレス・デ・マヨ（聖母崇敬祭）、サンタ・クルーサン（聖十字架祭）などの行事を行っている教会もある。

東日本大震災後の展開

2011年3月11日の東日本大震災直後に、福島県在住のフィリピン人とその家族が原発事故から逃れて東京に避難してきた。カトリック東京国際センターがフィリピン大使館に協力し、避難してきた人々は吉祥寺教会、六本木のフランシスカン・チャペルセンターなどに収容された。3月末までに400人を超えるフィリピン人とその家族が一時的に避難してきた⁹。

一方、東北の被災地では、カトリック大船渡教会（岩手県大船渡市）のように、震災後に日本人神父や信者が、大船渡市、陸前高田市でフィリピン人被災者とその日本人家族に出会い、それが契機となって2011年夏以後、大船渡教会のミサに数十人のフィリピン人信者が出席するようになった¹⁰。

カトリック仙台司教区は、震災後早くから外国人被災者の支援に取り組み、2011年11月には大船渡市に仙台教区滞日外国人支援センターを設置した。このセンターには、修道会（カトリック淳心会）の

インドネシア人とフィリピン人の2人の神父が専任スタッフとして任命され、3年半にわたり、東北の被災地各地でフィリピン人を含む外国人被災者の支援を行った。

フィリピン人司教

震災後、大船渡教会で主任司祭を務めたフィリピン人のエドガル・ガクタン神父（カトリック淳心会）が、2022年3月に仙台司教に任命された。フィリピン出身者として日本では初めての司教である。カトリック仙台司教区のように日本人信者の多くが高齢で、公共交通機関が整備されていない地域では、教会に来ることが困難になっている。日本人の若い信者も少ない。こうした状況下では仙台司教区に限らず、今後フィリピン人信者が日本のカトリック教会存続の上で重要な役割を果たすものと考えられる。

イグレシア・ニ・クリスト

イグレシアは日本国内で宗教法人「IGLESIA NI CRISTO」として登記されており、各地に教会又は信徒グループが見られる。信徒の多くは在留フィリピン人、米軍基地に勤務するフィリピン人、フィリピン系米国人である。イグレシアの刊行物（Ang Pasugo）に、世界各地の教会や信徒の活動について短い記事が掲載されることがある。

プロテスタント

プロテスタント教会に所属する在留フィリピン人についての情報

は少ない。詳細は不明であり、調査、研究は今後の課題である。

イエス・キリストの王国

現在フィリピンでは「イエス・キリストの王国」(Kingdom of Jesus Christ) が注目を浴びている。この教会は1985年にフィリピン人のアポロ・キボロイ (Apollo Quiboloy) により創立された。キボロイはペンテコステ系の教会の説教者、牧師だったが、1985年に自らの教会を創始した。彼自身を「神により定められた息子」(Appointed Son of God) であるとし、この教会のメンバーのみが救われると教えている。教会側は全世界に800万人の信徒がいると述べているが、フィリピン国家警察は実際には信徒数は7000人～8000人としている。

2018年にキボロイは米国ハワイ州で、35万ドルの現金を隠し持っていたとして身柄を拘束された。2020年にカリフォルニア州は、同教会のトップの3人が米国内で人身取引、不正な書類による米国入国ビザ取得、教会員に募金集めを強要したとの疑いがあると公表した。2022年には、同じく米国でキボロイによる指導者の地位を利用した性犯罪（未成年者を含む）などを理由として制裁措置が発動され、米国内における資産が凍結された。その後、キボロイはフィリピンに帰国、ダバオの教会本部にいたが、2024年に国家警察により逮捕されて現在に至っている。少数ながら同教会の信徒が東京都内の駅周辺で献金を募っていたという情報もあり、注意を要する。

イスラーム

30万人を超える在留フィリピン人のなかには、ムスリムの人たちも含まれているが、少数であると思われ、特にまとまった情報はこれまでのところ得られていない。なかには定期的にモスクに通ってい

る人たちもいるが、フィリピン人を中心とするモスクの存在は知られていない。兵庫県神戸市中央区にある日本最古のモスクといわれる神戸ムスリムモスクのイマームは、長く中東諸国で学んだフィリピン人のムスリムがつとめていた。しかし、近年は、他の国籍のムスリムが担当している。

おわりに

本稿で見てきたように、フィリピンでは依然としてローマ・カトリック教会が宗教的多数派であるが、国民に占める信者の比率は少しずつ減少傾向にある。ミサ出席率は現在でも高いと思われるが、教会行事を中心とする宗教実践は変化しつつある。家庭を基礎とするカトリック的な宗教生活、各種の伝統的な信心業なども明らかに変化してきた。食前の祈り、アンジェラスの祈りなど以前のように守られているとはいがたい。ロザリオの祈りも、特に若い世代の間では次第に忘れ去られつつあるという。

その一方ではプロテスタントのなかでも、特にエバンジェリカルと呼ばれる福音派教会が多くの人々を迎えるつつある。福音派教会では、より個人的で直接的な信仰表現、信徒の間でのフェローシップが重視され、多くのフィリピン人がそれらに魅力を感じている。

国民全体の間では少数派に属するが、イスラームの存在も無視できない。隣国のインドネシア、マレーシアに比べれば、ムスリムの比率は高くはないが、南部のムスリムが多く居住する地域では、近く選挙を経てバンサモロ自治政府が発足する予定である。

また、日本では33万人を超える在留フィリピン人が暮らしている。カトリック信者が多いことから、国内各地のカトリック教会のミサに出席するフィリピン人が増えつつある。フィリピンのカトリック司教協議会は海外で暮らすフィリピン人に対して、フィリピン人だけで集まらず、それぞれの地域のカトリック教会に奉仕することを奨励している。

最後に今回の調査に際して、資料の提供など御協力いただいた教会、団体、政府機関、また、貴重な情報を提供してくださった方々に感謝いたします。

注

¹ 文化庁（編）『海外の宗教事情に関する調査報告書』（2005年）213-244頁を参照。

² 寺田勇文「宗教宣撫政策とキリスト教会」池端雪浦（編）『日本占領下のフィリピン』（岩波書店、1996年、255-290頁）。

³ "P9- Religious Affiliation" Enumerator's Manual, 2020 Census of Population and Housing, Philippine Statistical Authority, <https://psada.psa.gov.ph/catalog/231/related-materials> (2025年3月10日最終アクセス) .

⁴ Religious Affiliation in the Philippines, 2020 Census of Population and Housing, Philippine Statistics Authority, the Philippines, <https://psa.gov.ph/content/religious-affiliation-philippines-2020-census-population-and-housing> (2025年2月26日最終アクセス) .

⁵ イグレシア・ニ・クリストについては、寺田勇文（編）『東南アジアのキリスト教』（めこん、2002年、55-93頁）を参照。

⁶ フィリピン福音派教会協議会（PCEC）については次を参照。 Punzalan III, Cesar Vicente P., PCEC @ 50 One Master, One Message, One Mission: The 50- year ministry journey of the Philippine Council of Evangelical Churches, Church Strengthening Ministry, 2016; 及び Emerging Stronger 35th National Assembly, Marriott Hotel, Clark Philippines/ July 11-13 2023, Philippine Council of Evangelical Churches, 2023; Go, Raymundo, The Philippine Council of Evangelical Churches: Its Background, Context, and Formation among Post-World War II Churches, Langham Publishing, 2019.

⁷ Fonbuena, Carmela, Marawi Siege: Stories from the Front Lines (Journalism for Nation Building Foundation, Pasig City, 2020) ; Yabes, Criselda, The Battle of Marawi (Pawikan Press, Davao City, 2022); 辰巳頼子「排他的宗教集団への参加の地域的文脈について：フィリピン南部のフィールドから考える」『清泉女子大学紀要』第71号（2024年、61-75頁）を参照。

⁸ 在日フィリピン人については、高畠幸『在日フィリピン人社会：1980～2020年代の結婚移民と日系人』（名古屋大学出版会、2024年）を参照。

⁹ 寺田勇文「日本のなかのフィリピン人：3・11以後のコミュニティの状況」『福音と世界』2013年8月号、17-24頁。

¹⁰ 寺田勇文（編）『フィリピン出身者を迎えて：3/11被災後のカトリック大船渡教会を中心に』（上智大学アジア文化研究所、2019年）。

海外の宗教事情に関する調査

(文化庁 令和 5 年度～令和 6 年度「宗教法人等の運営に係る調査」委託業務)

令和 7 年 3 月 14 日発行

編集・発行 文化庁宗務課

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 2 号

電話：03-5253-4111（代表）

FAX：03-6734-3819

委託先 株式会社 シー・ディー・アイ

〒604-0863 京都府京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 246

関広ビル 2F

電話：075-253-0660

FAX：075-253-0661